

浦安市私道の公道化に関する基準

(目的)

第1条 浦安市私道の公道化に関する基準（以下、「市公道化基準」という。）は、市民の生活環境の整備及び通行の安全確保に資するため、市長が必要と認める私道を公道化する場合の要件及び手続に関する基準を定めることを目的とする。

(私道の公道化要件)

第2条 私道の公道化は、次に掲げる要件に該当するものについて行うものとする。

- (1) 起点及び終点が幅員4メートル以上の国道、県道若しくは市道のいずれかに接続し、通り抜けできるもの又は公共施設に接続しているものであること。
- (2) 私道に隣接する敷地との境界が確定しており、現地及び図面上で境界が確認できること。
- (3) 道路の幅員が、4メートル以上であること。ただし、「浦安市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」第3条第1項第1号ア(ア)ただし書きの適用を受けたものは除く。
- (4) 道路敷地内に道路機能に係る構造物及び義務占用物件以外の私有占用物件がないこと
- (5) 登記記録において所有権以外の権利が設定されていないこと
- (6) 階段状の道路ではないこと。
- (7) 排水施設等が道路を横断する場合には、当該排水施設等が暗きょブロック等による構造であるものとし、交通に十分耐えられるものであること。
- (8) 道路の占用物件その他の附属物が、交通及び道路管理に支障のないものであること。
- (9) 道路機能に係る構造物の所有権も含め、全て無償で市に寄附すること。
- (10) 土地所有者全員が同意していること。

- 2 前項の規定にかかわらず、私道の公道化が公共性の見地から特に市長が必要と認めるものについては、市道とすることができるものとする。

(事前相談)

第3条 私道等を寄附しようとする者(次項及び次条において「寄附希望者」という。)は、あらかじめ「私道等寄附申込事前相談書」(様式1)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
 - (2) 公図
 - (3) 境界確定図(確定手続中の場合は、実測図に代えることができる)
 - (4) 土地全部事項証明書
 - (5) 土地所有者全員の同意書
 - (6) 隣接土地所有者との境界確認書の写し
 - (7) 委任状(所有者以外が手続きを行う場合)
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 2 市長は、前項の規定による事前相談があった場合には、速やかに現地調査等を行い、その結果を「私道等寄附申込事前相談結果通知」(様式2)によって寄附希望者に通知するものとする。この場合において、寄附をするに当たって必要な条件等があるときは、その旨を併せて通知しなければならない。

(寄附手続)

第4条 前条2項により、市長が私道の公道化基準に照らし適合すると判断した場合、寄附希望者は「私道等寄附申出書」(様式3)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 公図
- (3) 境界確定図

- (4) 隣接土地所有者との境界確認書
 - (5) 土地全部事項証明書（法務局窓口で交付を受けたもの）
 - (6) 現況図
 - (7) 道路構造図
 - (8) 登記原因証明情報兼承諾書
 - (9) 印鑑証明書
 - (10) 私道等寄附申込事前相談結果通知の写し
 - (11) 委任状（所有者以外が手続きを行う場合）
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 2 寄附希望者は、前項に定めるもののほか、寄附しようとする私道等に既存埋設物がある場合は、当該埋設物の種類、位置、埋設時期等を明らかにする資料を提出しなければならない。

（採納の拒否）

第5条 寄附行為により他の法令等に抵触すると思われるものについては、原則として採納しない。

（登記事務）

第6条 寄附採納した私道等に係る登記事務は、市長が囑託で行うものとする。

（所有権等の移転登記及び通知）

第7条 所有権等の移転登記が完了したときは、市長は寄附者にその旨を通知するものとする。

（道路の整備）

第8条 市長が私道における側溝、舗装、その他道路付属物に係る整備が必要と判断した場合は、市長が私道路線全ての権原を取得した後に行うものとする。

(支障工作物等の除去)

第9条 市長は、整備する道路に支障工作物等があるときは、当該道路の整備に併せて、これを除去することができる。

2 前項の規定に基づき除去した支障工作物等の再設に係る補償は市では行わない。

(道路の認定)

第10条 市長は権原を取得した後、速やかに市道認定の手続きを行うものとする。

附 則

この基準は、令和4年3月31日から施行する。

2 市公道化基準は、施行の日以後に相談を行うものについて適用し、同日以前については、なお従前の例による。

3 市内に存する私道における側溝敷設、舗装、その他道路付属物に係る整備については、市公道化基準を満たす場合に市長が整備を行うものとする。ただし、通学路にかかる場合には、浦安市教育委員会からの要請を前提とし、個別に検討するものとする。